

官報

平成二十八年四月二十六日

○第百九十回 衆議院會議録 第二十八号

平成二十八年四月二十六日(火曜日)

議事日程 第十八号

平成二十八年四月二十六日

午後一時開議

- 第一 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案(内閣提出)
- 第二 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案(内閣提出)
- 日程第二 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時二分開議

○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

日程第一 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長西村康稔君。

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(西村康稔君登壇)

○西村康稔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国立研究開発法人のうち、研究開発等の実績及び体制を総合的に勘案して世界最高水準の研究開発の成果の創出が相当程度見込まれるものとして、物質・材料研究機構、理化学研究所、産業技術総合研究所を特定国立研究開発法人として定め、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するため、政府による基本方針の策定、中長期目標等に関する特例その他の特別の措置等に関する法律案(内閣提出)

ついて定めるものであります。

本案は、去る四月五日日本委員会に付託され、翌六日島尻国務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十二日に質疑を行いました。

質疑終了後、本案に対し、自由民主党、民進党・無所属クラブ、公明党及びおおさか維新の会の四党派共同提案により、特定国立研究開発法人の研究者等の給与その他の処遇については、優秀な人材の確保並びに若年の研究者等の育成及び活躍の推進に配慮して行うものとする内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付けられました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第二 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長渡辺博道君。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(渡辺博道君登壇)

○渡辺博道君 ただいま議題となりました特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求状況等を勘案し、給付金の請求期限を五年間延長するとともに、B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変、肝がん罹患者、または死亡した特定B型肝炎ウイルス感染者のうち、発症または死亡したときから二十年を経過した者に対する給付金の額を定める等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月十五日日本委員会に付託され、二十日塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十二日、質疑を行った後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

平成二十八年四月二十六日 衆議院會議録第二十八号 議長の報告

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時八分散会

出席國務大臣

厚生労働大臣 塩崎 恭久君
國 務 大 臣 島尻安伊子君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十二日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
一、去る二十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る二十二日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「平成二十七年中小企業の動向」に関する報告
中小企業基本法第十一条第二項の規定に基づく「平成二十八年中小企業施策」についての文書
小規模企業振興基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十七年小規模企業の動向」に関する報告
小規模企業振興基本法第十二条第二項の規定に基づく「平成二十八年小規模企業施策」についての文書

一、昨二十五日、会計検査院長河戸光彦君から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「原子力災害対策に係る施設等の整備等の状況について」

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

法務委員

辞任

補欠

大隈 和英君	木村 弥生君	門 博文君	金子万寿夫君
北村 茂男君	中川 郁子君	笹川 博義君	細田 健一君
若狭 勝君	藤井比早之君	宮川 典子君	藤井比早之君
阿部 知子君	近藤 昭一君	山井 和則君	奥野総一郎君
柿沢 未途君	木内 孝胤君	細田 健一君	國場幸之助君
江田 康幸君	中川 康幸君	金子万寿夫君	門 博文君
河野 正美君	伊東 信久君	奥野総一郎君	宮川 典子君
木村 弥生君	大隈 和英君	伊東 信久君	笹川 博義君
藤井比早之君	若狭 勝君	河野 正美君	山井 和則君
中川 郁子君	北村 茂男君		
木内 孝胤君	柿沢 未途君		
近藤 昭一君	阿部 知子君		
中川 康幸君	江田 康幸君		
伊東 信久君	河野 正美君		

外務委員

辞任

補欠

辻 清人君	野中 厚君	赤枝 恒雄君	金子万寿夫君
三ツ矢憲生君	岩田 和親君	田村 憲久君	小倉 將信君
山田 美樹君	宮川 典子君	長尾 敬君	築 和生君
岩田 和親君	三ツ矢憲生君	丹羽 秀樹君	あかま二郎君
野中 厚君	辻 清人君	牧原 秀樹君	豊田真由子君
宮川 典子君	山田 美樹君	村井 英樹君	神山 佐市君
		大西 健介君	玉木雄一郎君
		中島 克仁君	本村賢太郎君
		柚木 道義君	田島 一成君
		角田 秀穂君	吉田 宣弘君
		あかま二郎君	丹羽 秀樹君
		小倉 將信君	田村 憲久君
		金子万寿夫君	赤枝 恒雄君
		神山 佐市君	村井 英樹君
		豊田真由子君	牧原 秀樹君
		伊東 信久君	長尾 敬君
		河野 正美君	柚木 道義君
		中川 康幸君	大西 健介君
		江田 康幸君	中島 克仁君
		伊東 信久君	角田 秀穂君

厚生労働委員

辞任

補欠

赤枝 恒雄君	金子万寿夫君	穴見 陽一君	長坂 康正君
田村 憲久君	小倉 將信君	尾身 朝子君	古田 圭一君
長尾 敬君	築 和生君	落合 貴之君	奥野総一郎君
丹羽 秀樹君	あかま二郎君	田嶋 要君	高井 崇志君
牧原 秀樹君	豊田真由子君	長坂 康正君	奥野総一郎君
村井 英樹君	神山 佐市君	大西 宏幸君	大西 宏幸君
大西 健介君	玉木雄一郎君	穴見 陽一君	穴見 陽一君
中島 克仁君	本村賢太郎君		
柚木 道義君	田島 一成君		
角田 秀穂君	吉田 宣弘君		
あかま二郎君	丹羽 秀樹君		
小倉 將信君	田村 憲久君		
金子万寿夫君	赤枝 恒雄君		
神山 佐市君	村井 英樹君		
豊田真由子君	牧原 秀樹君		
伊東 信久君	長尾 敬君		
河野 正美君	柚木 道義君		
中川 康幸君	大西 健介君		
江田 康幸君	中島 克仁君		
伊東 信久君	角田 秀穂君		

経済産業委員

辞任

補欠

穴見 陽一君	長坂 康正君	宮路 拓馬君	比嘉奈津美君
尾身 朝子君	古田 圭一君	比嘉奈津美君	宗清 皇一君
落合 貴之君	高井 崇志君	比嘉奈津美君	比嘉奈津美君
田嶋 要君	奥野総一郎君	比嘉奈津美君	比嘉奈津美君
長坂 康正君	大西 宏幸君	比嘉奈津美君	比嘉奈津美君
穴見 陽一君	穴見 陽一君	比嘉奈津美君	比嘉奈津美君

国土交通委員

辞任

補欠

古田 圭一君	尾身 朝子君	今村 雅弘君	小倉 將信君
奥野総一郎君	田嶋 要君	岩田 和親君	田畑 裕明君
高井 崇志君	落合 貴之君	大塚 高司君	西銘恒三郎君
		中村 裕之君	大隈 和英君
		西村 明宏君	田野瀬太道君
		堀井 学君	根本 幸典君
		前田 一男君	大串 正樹君
		椎木 保君	伊東 信久君
		大隈 和英君	長坂 康正君
		根本 幸典君	大西 宏幸君
		小倉 將信君	今村 雅弘君
		大串 正樹君	前田 一男君
		堀井 学君	堀井 学君
		田畑 裕明君	西村 明宏君
		田嶋 要君	岩田 和親君
		中村 裕之君	中村 裕之君
		西銘恒三郎君	大塚 高司君
		大隈 和英君	椎木 保君

環境委員

辞任

補欠

穴見 陽一君	宮路 拓馬君	穴見 陽一君	宮路 拓馬君
白石 徹君	比嘉奈津美君	白石 徹君	比嘉奈津美君
堀井 学君	宗清 皇一君	堀井 学君	宗清 皇一君
前川 恵君	木村 弥生君	前川 恵君	木村 弥生君
中島 克仁君	神山 洋介君	中島 克仁君	神山 洋介君
比嘉奈津美君	根本 幸典君	比嘉奈津美君	根本 幸典君
宗清 皇一君	井林 辰憲君	宗清 皇一君	井林 辰憲君
比嘉奈津美君	木村 弥生君	比嘉奈津美君	木村 弥生君
比嘉奈津美君	根本 幸典君	比嘉奈津美君	根本 幸典君
比嘉奈津美君	井林 辰憲君	比嘉奈津美君	井林 辰憲君
比嘉奈津美君	細田 健一君	比嘉奈津美君	細田 健一君
比嘉奈津美君	前川 恵君	比嘉奈津美君	前川 恵君
比嘉奈津美君	白石 徹君	比嘉奈津美君	白石 徹君
比嘉奈津美君	堀井 学君	比嘉奈津美君	堀井 学君
比嘉奈津美君	穴見 陽一君	比嘉奈津美君	穴見 陽一君
比嘉奈津美君	中島 克仁君	比嘉奈津美君	中島 克仁君

議院運営委員

辞任

補欠

大隈 和英君
笹川 博義君
井上 貴博君
中谷 真一君
大隈 和英君
中谷 真一君
笹川 博義君

一、昨二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

補欠

勝沼 栄明君
宮路 拓馬君
金子 恵美君
齊藤 和子君
小倉 将信君
若狭 勝君
島津 幸広君
幸広君

(理事補欠選任)

一、去る二十二日、特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

理事

奥野 信亮君(理事伊藤忠彦君去る二十一日理事辞任につきその補欠)

東日本大震災復興特別委員会

理事 金子 恵美君(理事落合貴之君去る二十一日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

今枝宗一郎君
長尾 敬君
角田 秀穂君
前川 一恵君
古田 圭一君
中川 康洋君

穀田 恵二君

古田 圭一君

前川 一恵君

中川 康洋君

齊藤 和子君

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

後藤 祐一君
山井 和則君
真山 祐一君
島山 和也君
菊田真紀子君
小山 展弘君
伊藤 涉君
大平 喜信君

地方創生に関する特別委員

辞任

補欠

菅原 一秀君
谷川 とむ君
福田 達夫君
宮川 典子君
細田 健一君
井林 辰憲君
うえの賢一郎君
神田 憲次君
宗清 皇一君
谷川 とむ君

環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員

辞任

補欠

井野 俊郎君
小島 敏文君
寺田 稔君
橋本 岳君
古川 康君
笠井 亮君
丸山 徳高君
村井 英樹君
田野瀬太道君
小林 史明君
中谷 真一君
神田 憲次君
河野 正美君

田野瀬太道君

神田 憲次君

小林 史明君

中谷 真一君

根本 幸典君

村井 英樹君

齊藤 和子君

河野 正美君

丸山 徳高君

笠井 亮君

井野 俊郎君

小島 敏文君

橋本 岳君

寺田 稔君

古川 康君

根本 幸典君

一、昨二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

補欠

今枝宗一郎君
助田 重義君
長坂 康正君
古川 康君
穴見 陽一君
佐々木 紀君
笹川 博義君
辻 清人君

地方創生に関する特別委員

辞任

補欠

池田 道孝君
江藤 拓君
小泉進次郎君
田中 英之君
中谷 真一君
平井たけや君
福田 達夫君
宮川 典子君
田村 貴昭君
中村 裕之君
八木 哲也君
梅村さえこ君
赤枝 恒雄君
大西 英男君
池田 道孝君
木村 弥生君
島田 佳和君
武井 俊輔君
中川 郁子君
橋本 岳君
赤枝 恒雄君
池内さおり君
橋本 岳君

一、去る二十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

(議案提出)

畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(岸本周平君外八名提出)

(議案受領)

一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

(議案付託)

一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

(議案付託)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

(議案付託)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(細田博之君外四名提出、衆法第二六号)

(議案付託)

一、昨二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

(議案付託)

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

財務金融委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

行政機関等の保有する個人情報適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するため関係法律の整備に関する法律案

一、昨二十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(岸本周平君外八名提出)

(議案通知書受領)

一、去る二十二日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る二十二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

T P P協定における社会事業サービス分野の影響に関する質問主意書(逢坂誠一君提出)

消費増税が日本経済に与える悪影響に関する質問主意書(福田昭夫君提出)

タクシー事業の適正化における公正取引委員会等の対応に関する質問主意書(鷲尾英一郎君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員仲里利信君提出匿名ブログで明らかになった保育園への入園及び保育士確保の困難さを解消するための支援のあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出沖縄の経済や沖縄振興予算、米軍基地等に関する公民教科書の誤記載の是正に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出ジョセフ・スティグリッツ教授、ポール・クルーグマン教授による消費税引き上げに関する発言に関する再質問に対する答弁書

平成二十八年四月十二日提出
質問 第二四六号

匿名ブログで明らかになった保育園への入園及び保育士確保の困難さを解消するための支援のあり方に関する質問主意書

提出者 仲里 利信

匿名ブログで明らかにになった保育園への入園及び保育士確保の困難さを解消するための支援のあり方に関する質問主意書

「保育園落ちた日本死ぬ」との衝撃的な匿名ブログが投稿され、物議をかもしたが、安倍総理は、当初「匿名のため本当に実態起きているかどうか確かめようがない」と答弁して事実を確認しようとしなかった。この答弁に対して、待機児童問題や子育てのあり方、保育園確保に悩む母親らが猛反発し、相次いで抗議の声を上げるとともに、国会への要請と署名簿の提出を行うなどした。また、野党も一斉に国会で取り上げて、政府の姿勢を厳しく追及した。

このため、政府はようやく重い腰を上げて、緊急対策を打ち上げるなどして火消しに躍起となっている。

ところで、政府が三月二十八日に打ち出した「待機児童の解消に向けた緊急対策」は、保育の受け皿拡大として「一人でも多くの子どもに入ってもらおう」ために、保育士配置や保育園面積の基準が手厚い自治体に「国基準までの緩和を要請するとともに」、「保育人材を確保する」ため「短時間勤務の正社員制度を活用」することなどが主な柱となっている。

一定の効果が期待できるとの評価も一部にあるが、単なる詰込みで「保育の質の低下に繋がりがかねない安易な対策として、不安視する声が大半となっている。また、出産と子育ての抜本的な問題解決というには余りにも程遠い提案であるとの厳しい指摘もある。そのため、母親達は、政府への批判を続けるとともに、子どもにしろ寄せがいかない抜本的な対策を求め続けている。

これらを踏まえて以下お尋ねする。

一 今回、母親達がブログや抗議、要請等で示した内容は、極めて素朴な怒りや不満、批判であると思われるが、政府の認識はどうか。

二 本職は、母親達が一体何に対して怒りや不満を覚えているのかということについて、政府が正確に把握しているのかどうか疑問を持たざるを得ない。なぜならば本職は、母親達が「保育園に入れないこと」や、「出産・育児のためにそれまで培ってきたキャリアや仕事そのものを捨てなければならぬこと」、「ようやく見つけて入れた保育園も第二子の誕生や失業により追い出されること」、「賃金が上がらないこと」、「子どもを産んで生活が一層苦しくなったこと」、「子育てに地域や会社、公的な機関からの支援が得られないこと」等々に対して怒りや不満を感じていると思うているが、政府の認識はどうか。

三 母親達が感じている怒りや不満は、特に目新しいものではないと思われる。しかし、この二、三か年で急激に社会問題として大きくクローズアップされるようになってきたことは否めない事実である。その理由として考えられることは、政府が母親達の怒りや不満を真摯に取り上げ、対峙しようとしなかったことなどが挙げられるものと思われる。なぜならば、我が国では、これまで伝統的に家族や親戚、地域社会が互いに扶助しながら子どもの養育を行っていたという経緯があった。しかし、時代とともに経済や社会環境が目まぐるしく変化し、急速に都市化や核家族化が進展する中で、家族や地域のあり方自体もまた変わり、もはや家族等の扶助が望めなくなるといふ大きな変化が生じていたことは否めない事実である。それにも関わらず、政府は、深刻な変化を見逃し、相も変わらずに家族による扶助を自明視する政策を変えようとしなかったためである。また依然として子どもの養育は個人の生活や福利の問題であるとして、政府が関与することに余りにも消極的すぎたのではないかとと思われる。その結果、今回の「保活」の困難さを招き、母親達の怒りの爆発に繋がっていったものと思われるが、政府の認識はどうか。

四 保育園の拡充や待機児童の解消、保育士の確保等、現在、我が国が直面する子育ての諸問題を抜本的に解決する方法として、例えば保育施設等の受け皿の整備、保育士の雇用確保、子育て環境の整備に関する企業の理解と協力、育児休業制度の推進、産前・産後休業制度の確立、事業所内保育施設の整備など、広範多岐に渡る取り組みが財政的な措置と併せて必要であると思われるが、政府の認識はどうか。

五 政府は、「待機児童ゼロ」や「一億総活躍」、「多様な働き方が可能な社会改革」など華々しい

スローガンをぶち上げている。しかし、現実には「賃金は上がらない」、「保育所にも入れない」、「出産・育児のためキャリアを捨てる」といった厳しい状況となっている。このため、巷では政府への批判や怨嗟の声が溢れている。政府は、このような状況を認識しているか。

六 質問五に関連して、保育園に入れない母親達の事例として、①親が育児休業を延長した事例、②求職活動を辞めた事例、③「保活」の厳しさから出産・子育てを諦めた事例、等々枚挙にいとまがない事態となっている。さらには①二人いる子どもが別々の保育園に通っているため、送り迎えに四苦八苦している事例、②保育園へ入園するため虚偽の実績を挙げる事例などもある。また厚生労働大臣が国会で「息子夫婦が区外の認証保育園に月二十万円近くかけて通った事例を披露したが、そのような多額の経費を支払える国民は皆無であり、庶民の感覚とは程遠いものとして反発が高まっている。政府がこのような事例を取って取り上げれば取り上げるほど、政府の認識が国民から乖離していることの証左とならざるを得ないということが実態である。政府は母親達のこのような厳しい現実や怒り、反発を認識しているか。

七 政府の緊急対策は「新たな財源ゼロ、保育士の給与改善もゼロ」との批判がある。政府は自治体に対して緊急対策を求める際に、財源や給与改善等の具体的な対策や予算措置を提示したのか。

八 政府の緊急対策は「質を低下させて子どもを入れてくれ」という対策に他ならないとの批判が根強い。一体子どもを自治体の基準以上に詰め込んで事故が起きた場合、国は責任を取る覚悟があるのか。敷衍するならば、地方自治体が国の基準より厳しい保育士の配置基準等を設けた理由は、二〇〇四年の保育中の死亡事故がきっかけであったことを考えるべきであると思われる。併せて政府の認識を問う。

九 政府は、今回の緊急対策について「緊急的にすぐできることは何かとの観点からまとめた」と狙いを説明しているようである。そうであるならば、自治体や保育園への財政及び責任任せではなく、政府自ら対応可能な施策をまず打ち出すべきではないか。

十 国の基準より手厚い保育士配置をしている自治体に国基準まで緩和するよう求めるなどとして受け入れ枠を増やした場合、保育士の負担増が懸念されるが、政府の認識はどうか。

十一 政府の基準は、子どもの発達にはそもそも不十分なレベルであること、比較的国レベルより手厚いと言われている自治体であっても十分ではないとされていることからすれば、政府の緊急対策は、いわゆる絵に描いた餅になるのではないか。

十二 保育士の確保の理由として、労働環境の問題や給与の低さによる深刻な人手不足が挙げられている。政府は、保育士を始め保育現場で働く職員の給与を全産業水準まで引き上げるとともに、保育・介護・障害者福祉施設等の日の当たらない職種にこそ手厚い支援の手を差し伸べるべきではないか。

十三 政府の見直しは、あくまでも子どもに十分な目配りができるのか、子どもがどう過ごし成長するかという観点から行うべきであると思われる。単に数合わせや詰込みであつてはならないと思われ、政府の認識はどうか。

内閣衆質一九〇第二四六号
平成二十八年四月二十二日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員仲里利信君提出匿名ブログで明らかにした保育園への入園及び保育士確保の困難さを解消するための支援のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出匿名ブログで明らかにした保育園への入園及び保育士確保の困難さを解消するための支援のあり方に関する質問に対する答弁書

一から三まで、五及び六について

政府としては、待機児童解消に向けた政府の取組について、保育の量的拡充を図るべきであるとの意見、保育士等の待遇改善を更に行うべきであるとの意見等、様々な意見があると承知しており、こうした意見については、真摯に受け止めている。

四について

政府としては、妊娠、出産及び育児と仕事の両立が可能となるような働き方の改革や職場環境の改善を図るとともに、育児休業と保育を組み合わせる就業を継続できる環境づくりが必要と考えている。そのため、育児をしながら働き続けることができるよう、育児休業の取得促進や時間外労働の削減等の働き方の見直しに取り組むほか、保育については平成二十九年度末までの保育所等の定員の増加量の目標を上積みし、当該目標を四十万人から五十万人にしたところであり、引き続き、必要な財政的措置と併せて、育児と仕事と両立できる環境整備に努めていくこととしている。

七について

政府としては、「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について（平成二十八年四月七日付け雇児発〇四〇七第二号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、都道府県等（都道府県及び市町村（特別区を含む。）をいう。以下同じ。）に対して、平成二十八年三月二十八日に厚生労働省が発表した「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」（以下「緊急対策」という。）に

盛り込まれた予算事業等の具体的な内容を示しているところである。

八について

緊急対策は、国が定める保育所等の職員配置及び面積に係る基準を遵守した上で、当該基準を上回る基準を制定している都道府県等に対し、国が定める基準を上回る部分を活用して、保育所等において一人でも多くの児童を受け入れることが可能となるよう求めているものであり、都道府県等において緊急対策を受けた児童の保育所等への受入れを実施したとしても、保育の質は確保されるものと考えている。

また、都道府県等が国が定める保育所等の職員配置及び面積に係る基準を上回る基準を制定するかどうかについては、当該都道府県等において判断されるものである。

九から十一まで及び十三について

政府としては、待機児童の解消を目指し、平成二十五年四月に発表した「待機児童解消加速化プラン」等に基づき、保育所等の整備等を積極的に進めている。一方、保育所等への入所申込数が増加し、待機児童が平成二十七年年度には五年ぶりに増加したこと等の状況を踏まえ、厚生労働省より緊急対策を公表したところである。引き続き、保育の量的拡充及び保育士等の育成、確保、待遇改善等のための財政的支援等を行い、都道府県等と連携を図りながら、保育の質を確保しつつ、待機児童の解消に努めてまいりたい。

十二について

政府としては、保育士、介護職員、障害福祉職員等の育成、確保、待遇改善等は重要であると考えており、今後とも、これらの取組を総合的に進めてまいりたい。

平成二十八年四月十四日提出
質問 第二四七号

沖繩の経済や沖繩振興予算、米軍基地等に関する公民教科書の誤記載の是正に関する質問
主意書

提出者 仲里 利信

沖繩の経済や沖繩振興予算、米軍基地等に関する公民教科書の誤記載の是正に関する質問
質問主意書

去る四月十一日、政府は、帝国書院から四月四日に訂正申請のあった「高等学校公民科現代社会の「沖繩の経済や沖繩振興予算、米軍基地等」に関する記述について、「沖繩の現状について学習上の支障がある」との理由で承認したとのことである。

訂正前の記述と訂正後の具体的な内容は、①「県内の経済が基地に依存している度合いは極めて高い」との記述を削除したこと、②「日本政府も、事実上は基地の存続と引き換えに莫大な振興資金を沖繩県に支出している」との記述を削除し、代わりに「米軍施設が沖繩県に集中していることなど、様々な特殊事情を考慮して、毎年約三千億円の振興資金を沖繩県に支出」と訂正したこと、③「米軍がいることで地元経済が潤っている」との記述を「米軍がいることで経済効果がある」という意見もある」と訂正したこと、④「米軍基地が移設すると、あわせて移住する人も増える」と考えられており、経済効果も否定できない」として移設に反対したいという声も多い」との記述を「米軍基地に関連した収入で生活している人もおり、基地を容認する声もある」と訂正したこと、⑤「経済効果は、軍用地の使用料や基地内で働く日本人の給与、軍人とその家族の消費などで、二千億円以上に上ると計算されている」との記述を「基地に関連した収入の額は、軍用地の借地料や基地で働く日

本人の給与などで毎年約二千億円と計算されている」と訂正したこと、などである。

これらのやり取りを通じて感じられたことは、帝国書院が沖繩の現状や沖繩振興予算の設立趣旨・目的、戦後史、経済の状況を恣意的に歪曲しようとしているのではないか、若しくは知識が極めて乏しいのではないかとということである。

また政府も「訂正の記述が誤りでないことが確認できた」というならば、次世代を担う子ども達が使う教科書のチェック体制としては余りにもお粗末であると言わざるを得ない。

これらを踏まえて以下お尋ねする。

一 沖繩県の経済が基地に依存しているか否かについては、県民総所得に占める基地関連収入の割合が日本復帰の一九七二年は十五、五％であったが、二〇一二年は五、四％に減っていることから、県経済は最早基地に依存していないとの認識を強くしているところである。さらに、返還された米軍基地跡地の経済波及効果が那覇市の那覇新都心で生産誘発額が返還前の五十七億円から二十八倍の千六百二十四億円、雇用者で六百六十八人から九十三倍の一万五千五百六十人に増加していること、さらに北谷町の桑江・北前地区でも同様に生産誘発額が三億円から百十倍の三百三十億円に、雇用者が三千三百六十八人に皆増していることなどからすれば、沖繩県及び県民は、基地は「百害あつて一利なし」ということと、「基地を早急に撤去し県民が利用することこそが沖繩県経済の振興や活性化に繋がる最短・最善の手法であると認識しているところである。政府の認識はどうか。

二 沖繩振興予算は、沖繩振興特別措置法第一条において、同法に基づき策定される沖繩振興基本方針及び十一年を目途とした沖繩振興計画に基づき事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖繩の自主性を尊重しつつその総合

的かつ計画的な振興を図り、もって沖繩の自立的発展に資するとともに、沖繩の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とすることが明確に規定されているところである。しかし、今回の帝国書院の訂正文及び文部科学省の対応を鑑みると、その予算及び法律の制定経緯や趣旨、目的を正確に把握・認識し履行しようとしているのか、疑問を持たざるを得ないところである。

このため敢えて、昭和四十六年十一月十日に開催された衆議院「沖繩及び北方問題に関する特別委員会」における山中国務大臣の発言を敷衍すると、①沖繩は、先の大戦において最大の激戦地となり、全島ほとんど焦土と化し、沖繩県民十万余のとうとい犠牲者を出したばかりか、戦後引き続く二十六年余の長期間にわたりわが国の施政権の外に置かれ、その間、沖繩百万県民はひたすらに祖国復帰を叫び続けて今日に至っている、②われわれ日本国民及び政府は、この多年にわたる忍耐と苦難の中で生き抜いてこられた沖繩県民の方々の心情に深く思いをいたし、県民への償いの心をもつて事に当たるべきである、ことが克明に明らかにされている。

これらを踏まえても、なお政府は、沖繩振興予算が「県外との格差是正や社会基盤の整備」ではなく、「米軍施設が沖繩県に集中していることなど、様々な特殊事情を考慮して振興資金を沖繩県に支出している」とするの、政府の認識を伺う。

三 政府は、沖繩振興特別措置法第一条で規定する「沖繩の置かれた特殊な諸事情」や山中国務大臣の「県民への償いの心をもつて事に当たるべきである」との思いをどう認識しているか。

四 沖繩振興予算は、必要な事業を積み上げた総額ベース（一括計上方式）で算出するため、個々の事業毎に予算要求する他県と比べ、「別枠の予算」が特別に上乘せられているわけではない。それにもかかわらず、今回の帝国書院の「毎年三千億円沖繩県に支出」の訂正文及び政府の「訂正の記述が誤りでないことが確認された」との対応からすれば、あたかも「沖繩の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖繩の自立的発展の実現に資するとともに、沖繩の豊かな住民生活の実現に寄与する」ための予算と別枠で予算が上積されているかの如く受けとめられることになる。沖繩振興予算は、基地の見返りとして多額の予算が投じられているという認識を政府は持っているのか。そうでないならば、政府は再度、帝国書院に対して訂正を指示するべきではないか。

五 二〇一三年度の沖繩県の決算額で、国庫支出金は三千七百三十七億円、全国十一位、地方交付税は三千五百九十三億円、十五位、合計は七千三百三十億円、十四位、人口一人当たりでは国庫支出金と地方交付税の合計で六位となっており、決して沖繩県だけが優遇されているわけではない。政府は、あたかも沖繩県だけが「米軍基地があるが故に優遇されている」との誤解を与える帝国書院の記述の訂正を指示するべきではないか。

六 沖繩県民は、米軍基地の撤去や過重な基地負担の軽減、平和で安心、安全な生活を希求しているものであり、帝国書院が訂正記述しているように無条件で「基地を容認しているわけではない。ましてや諸手を挙げて賛成しているわけではない。政府は基地に関する沖繩県民の様々な意見や思いを的確に教科書に記述・表現するよう、帝国書院に記述の訂正を指示するべきではないか。

右質問する。

内閣衆質一九〇第二四七号

平成二十八年四月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員仲里利信君提出沖繩の経済や沖繩振興予算、米軍基地等に関する公民法教科書の誤記載の是正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出沖繩の経済や沖繩振興予算、米軍基地等に関する公民法教科書の誤記載の是正に関する質問に対する答弁書

一について

沖繩県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成七年法律第百二号)第二条第二号に規定する駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用は、沖繩県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造に資するものであると認識している。

政府としては、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖繩の負担軽減を図るべく、これまでの日米合意を踏まえ、普天間飛行場の移設、嘉手納飛行場以南の施設及び区域の返還、北部訓練場の過半の返還等に取り組むこととしている。

二及び四から六までについて

沖繩振興予算の総額は、沖繩振興を推進するために必要な額を積み上げたものである。

また、教科書において、学習指導要領を踏まえ、どのように記述するかについては、欠陥のない範囲において申請図書が発行者等の判断に委ねられているところ、御指摘の記述についても、発行者の判断で訂正の申請がなされ、文部科学省において、当該訂正の内容について高等学校教科用図書検定基準(平成二十一年文部科学省告示第百六十六号)に掲げる各項目に照らして適切であるかどうかを審査した上で、承認したものである。

三について

政府としては、御指摘の点も踏まえ、沖繩の振興に全力で取り組んでいくことが重要であると認識している。

平成二十八年四月十四日提出
質問 第二四八号

ジョセフ・ステイグリッツ教授、ポール・クルーグマン教授による消費税引き上げに関する発言に関する再質問主意書

提出者 山井 和則

ジョセフ・ステイグリッツ教授、ポール・クルーグマン教授による消費税引き上げに関する発言に関する再質問主意書

平成二十八年四月十二日付で「ジョセフ・ステイグリッツ教授、ポール・クルーグマン教授による消費税引き上げに関する発言に関する質問に対する答弁書」(以下、「本件答弁書」という。)を受領したところですが、付随して確認したい事項があります。

そこで、以下のとおり再質問します。

一 本件答弁書では、「国際金融経済分析会合」について、「会合については、率直な意見交換を確保する観点から、非公開としているが、後日、発言者に確認を取った上で議事要旨を公表することとしている」とされていますが、この議事要旨の公表はいつの予定ですか。右質問する。

内閣衆質一九〇第二四八号
平成二十八年四月二十二日

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山井和則君提出ジョセフ・ステイグリッツ教授、ポール・クルーグマン教授による消費税引き上げに関する発言に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出ジョセフ・ステイグリッツ教授、ポール・クルーグマン教授による消費税引き上げに関する発言に関する再質問に対する答弁書

一について

内閣総理大臣の下に開催している「国際金融経済分析会合」(以下「会合」という。)について、本年三月十六日に開催した第一回会合の議事要旨については、ジョセフ・ステイグリッツ教授を含む発言者に確認の上、同年四月十三日に、首相官邸ホームページにおいて公表した。

また、同年三月二十二日に開催した第三回会合の議事要旨については、現在、ポール・クルーグマン教授を含む発言者に確認をしているところであり、公表に向けて作業中である。

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案

右国会に提出する。

平成二十八年二月二十六日
内閣総理大臣 安倍 晋三

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案

〔目的〕

第一条 この法律は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展その他の経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化するとともに、国民が豊かで安心して暮らすことができる社会を実現するために我が国の科学技術の水準の著しい向上を図ることが重要であることに鑑み、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するため、政府による基本方針の策定、中長期目標等に関する特例その他の特別の措置等について定めることにより、

世界最高水準の研究開発の成果の創出並びにその普及及び活用の促進を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

〔定義〕

第二条 この法律において「特定国立研究開発法人」とは、国立研究開発法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。))第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。のうち、当該国立研究開発法人に係る研究開発等の実績及び体制を総合的に勘案して世界最高水準の研究開発の成果の創出が相当程度見込まれるものとして別表に掲げるものをいう。

2 この法律において「研究開発」とは、科学技術に関する試験、研究又は開発をいう。

3 この法律において「研究開発等」とは、研究開発並びにその成果の普及及び実用化をいう。

(基本方針)

第三条 政府は、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関して政府が講ずべき措置に関する基本的な事項

三 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進を図るための体制の整備に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決

平成二十八年四月二十六日

衆議院会議録第二十八号 議長 報告 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案及び同報告書

定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(特定国立研究開発法人の長の解任に関する特別例)

第四條 特定国立研究開発法人の主務大臣(通則法第六十八條に規定する主務大臣をいう。次条において同じ。)は、通則法第二十三條第二項及び第三項に規定する場合のほか、特定国立研究開発法人の長(以下この条において「法人の長」という。)の職務の執行が適当でないため当該特定国立研究開発法人による世界最高水準の研究開発の成果の創出が見込まれない場合であつて、その法人の長に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その法人の長を解任することができる。

(中長期目標等に関する特別例)

第五條 特定国立研究開発法人の主務大臣(以下単に「主務大臣」という。)は、通則法第三十五條の四第一項の規定により、中長期目標を定め、又はこれを変更するに当たっては、基本方針に基づかなければならない。

2 特定国立研究開発法人に関する通則法第三十五條の四第二項及び第三項、第三十五條の五第二項、第三十五條の六第七項及び第八項並びに第三十五條の七第三項及び第四項の規定の適用については、通則法第三十五條の四第二項第三号及び第三十五條の五第二項第二号中「業務運営」とあるのは「業務運営の改善及び」と、通則法第三十五條の四第三項、第三十五條の六第七項及び第八項並びに第三十五條の七第三項及び第四項中「委員会」とあるのは「総合科学技術・イノベーション会議及び委員会」とする。

(役職員の報酬、給与等の特別例等)

第六條 特定国立研究開発法人に関する通則法第

五十條の十一において準用する通則法第五十條の二第三項及び第五十條の十第三項の規定の適用については、通則法第五十條の十一において準用する通則法第五十條の二第三項中「実績」とあるのは「実績並びに役員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」と、通則法第五十條の十一において準用する通則法第五十條の十第三項中「並びに職員」とあるのは「職員」と、「雇用形態」とあるのは「雇用形態並びに専ら研究開発に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」とする。

2 前項に規定するもののほか、特定国立研究開発法人の専ら研究開発に従事する職員の給与その他の処遇については、当該職員が行う研究開発の内容及び成果についての国際的評価を勘案して行うものとする。

(主務大臣の要求)

第七條 主務大臣は、科学技術に関する革新的な知見が発見された場合その他の科学技術に関する内外の情勢に著しい変化が生じた場合において、世界最高水準の研究開発の成果の創出並びにその普及及び活用の促進を図るため、当該知見に関する研究開発その他の対応を迅速に行うことが必要であると認めるときは、特定国立研究開発法人に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

2 特定国立研究開発法人は、主務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、その求めに応じなければならない。

(特定国立研究開発法人による研究開発等の特性への配慮)

第八條 政府は、通則法第三十五條の七の規定に

よる中長期目標の期間の終了時の検討その他通則法及び個別法(通則法第一条第一項に規定する個別法をいう。)の運用に当たっては、その研究開発が国際的な競争の下で行われていることその他の特定国立研究開発法人による研究開発等の特性に常に配慮しなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年十月一日から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為等)

第二条 第三条第一項の規定による基本方針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項から同条第四項までの規定の例により行うことができる。

2 前項の規定により策定された基本方針は、この法律の施行の日において、第三条第一項の規定により策定された基本方針とみなす。

第三条 別表に掲げる国立研究開発法人の通則法第三十五條の四第一項の規定による中長期目標の変更(基本方針に適合するために必要なもの及び第五條第二項の規定により読み替えて適用する通則法第三十五條の四第二項第三号に掲げる事項に係るものに限る。)については、主務大臣は、この法律の施行前においても、総合科学技術・イノベーション会議及び独立行政法人評価制度委員会の意見を聴くことができる。

2 主務大臣は、前項の規定により意見を聴こうとするときは、通則法第三十五條の四第四項に規定する研究開発の事務及び事業に関する事項について、あらかじめ、同項に規定する研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならない。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五條 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、特定国立研究開発法人の範囲を含め、特定国立研究開発法人に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第六條 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の二の二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法(平成二十八年法律第 号)第三条第一項に規定する特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定及び推進に関すること。

別表(第一條関係)

- 一 国立研究開発法人物質・材料研究機構
- 二 国立研究開発法人理化学研究所
- 三 国立研究開発法人産業技術総合研究所

理由

産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展その他の経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化するとともに、国民が豊かで安心して暮らすことができる社会を実現するためには我が国の科学技術の水準の著しい向上を図ることが重要であることに鑑み、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するため、政府による基本方針の策定、中長期目標等に関する特別その他の特別の措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展その他の経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化するとともに、国民が豊かで安心して暮らすことができる社会を実現するためには我が国の科学技術の水準の著しい向上を図ることが重要であることに鑑み、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するため、政府による基本方針の策定、中長期目標等に関する特例その他の特別の措置等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国立研究開発法人のうち、研究開発等の実績及び体制を総合的に勘案して世界最高水準の研究開発の成果の創出が相当程度見込まれるものとして、物質・材料研究機構、理化学研究所、産業技術総合研究所を特定国立研究開発法人として定めるものとする。

2 政府は、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針を定めなければならないものとし、内閣総理大臣は、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

3 特定国立研究開発法人の長の解任に関する特例、中長期目標等に関する特例、役職員の報酬、給与等の特例等を設けるとともに、科学技術に関する内外の情勢に著しい変化が生じた場合において、主務大臣が必要であると認めるときは、特定国立研究開発法人に対し、必要な措置をとることを求めることができるものとする。

4 政府は、独立行政法人通則法及び個別法の運用に当たっては、特定国立研究開発法人に

よる研究開発等の特性に常に配慮しなければならないものとする。

5 所要の規定の整備を行うものとする。

6 この法律は、一部の規定を除き、平成二十八年十月一日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

本法案は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展その他の経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化するとともに、国民が豊かで安心して暮らすことができる社会を実現するためには我が国の科学技術の水準の著しい向上を図ることが重要であることに鑑み、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するため、政府による基本方針の策定、中長期目標等に関する特例その他の特別の措置等について定めるものであり、おおむね妥当なものと認められるが、特定国立研究開発法人の研究者等の給与その他の処遇については、優秀な人材の確保並びに若年の研究者等の育成及び活躍の推進に配慮して行うものとする等、修正を行う必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することとした。

右報告する。

平成二十八年四月二十二日

内閣委員長 西村 康稔

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

〔小字及び一は修正〕

(役職員の報酬、給与等の特例等)

第六条 特定国立研究開発法人に関する通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の二第三項及び第五十条の十第三項の規定の適用については、通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の二第三項中「実績」とあるのは「実績並びに役員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行

することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」と、通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の十第三項中「並びに職員」とあるのは「職員」と、「雇用形態」とあるのは「雇用形態並びに専ら研究開発に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」とする。

2 前項に規定するもののほか、特定国立研究開発法人の専ら研究開発に従事する職員○(以下この項において「研究者等」という。)

その他の処遇については、当該職員が行う研究開発の内容及び成果についての国際的評価を勘案○(す)るとともに、優秀な人材の確保並びに若年の研究者等の育成及び活躍の推進に配慮

附 則

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、特定国立研究開発法人の範囲を含め、特定国立研究開発法人に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて○必要な措置を講ずるものとする。

○、所要の法改正を含む全般的な検討を加え、

(別紙)

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 本法の運用及び今後の独立行政法人制度の見直しに当たっては、一定の共通の規律を設ける

ことで透明性・適正性を確保すること等を目的として独立行政法人制度を創設した行政改革の趣旨に反することがないよう、十分留意すること。

二 特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定や同方針に基づく中長期目標の策定に当たっては、本附帯決議を踏まえるとともに、法人の自主性及び自律性を最大限尊重すること。

三 特定国立研究開発法人が取り組む基礎研究が、イノベーション創出のためには重要であることに鑑み、特定国立研究開発法人の長の解任に関する特例及び主務大臣の要求の規定の運用に当たっては、これを濫用することなく、特定国立研究開発法人の自主性及び自律性が損なわれないよう最大限配慮すること。

四 特定国立研究開発法人については国家戦略との連動性を高める観点から総合科学技術・イノベーション会議の関与が強化されていることに鑑み、主務大臣は、特定国立研究開発法人の評価の結果に係る総合科学技術・イノベーション会議及び独立行政法人評価制度委員会の意見を次期中長期目標に適切に反映させること。

五 独立行政法人通則法における特定国立研究開発法人以外の国立研究開発法人の役員の報酬等の支給の基準について、当該基準に係る規定が本法の施行により反対解釈されることなく、役員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性を考慮して定めること。

六 独立行政法人通則法における特定国立研究開発法人以外の国立研究開発法人の職員の給与等の支給の基準について、当該基準に係る規定が本法の施行により反対解釈されることなく、専ら研究開発に従事する職員のうち世界最高水準

の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性を考慮して定めること。

七 国際的な頭脳獲得競争の中で、科学技術イノベーション創出力強化に不可欠な優れた人材の養成・確保のため、研究人材及び研究支援人材に係る適切な人件費の確保に努めること。

八 我が国の産業競争力の強化に向けて、特定国立研究開発法人が中心となり、大学、産業界等との連携による研究開発等を促進するための環境を整備するとともに、特定国立研究開発法人が本法で求められる世界最高水準の研究開発の成果の創出等の使命を十分に果たせるよう、必要な予算の確保に努めること。

九 独立行政法人の基礎研究に対する取組が軽視されることのないよう、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発等の特性を踏まえて、適切な資源配分を図ること。

十 研究開発における外部資金等の積極的な受入れを促進する観点から、毎年度の運営費交付金の算定に際して、経営努力による収入の増加を積極的に評価すること、次期中長期目標期間への繰越しを幅広く認めること等によりインセンティブを最大限機能させるなど、独立行政法人制度の運用の改善に努めること。

十一 独立行政法人における公正性、透明性が確保された合理的な調達の実施の重要性を勘案しつつ、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進を図るため、迅速かつ効果的な調達ができるよう取り組むこと。

十二 特定国立研究開発法人が、我が国のイノベーションシステムを強力に駆動する中核機関として重要な役割を担うことを踏まえ、科学技術イノベーションへの社会的な信頼や負託に応えるため、研究不正の防止体制を整備するなど、ガバナンスの一層の強化に努めること。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成二十八年二月九日
内閣総理大臣 安倍 晋三

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第五号第一号中「五年」を「十年」に改める。
第六号第一号第一号を次のように改める。

一次のイからハまでに掲げる者 三千六百万円
イ B型肝炎ウイルスに起因して、死亡した者(次号イに掲げる者を除く。)

ロ B型肝炎ウイルスに起因して、肝がんになり患した者(イ並びに次号イ及びロに掲げる者を除く。)

ハ B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変(重度のものに限る。)になり患した者(イ及びロ並びに次号に掲げる者を除く。)

第六号第一項第七号中「B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した者を除く。」を削り、同号を同項第十号とし、同項第六号中「及びB型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した者」を削り、同号を同項第九号とし、同項第五号中「であつて、前号に掲げる者以外のもの(B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した)を(第一号から第五号まで及び前号に掲げる)に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号中「B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した」を「第一号から第五号までに掲げる」に改

め、同号を同項第七号とし、同項第三号中「当該慢性B型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者及びB型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した)を(前各号、次号及び第八号に掲げる)に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者及びB型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変(重度のものに限る。若しくは肝がんになり患し、又は死亡した)を(前二号、次号及び第五号に掲げる)に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変(重度のものを除く。)になり患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後、当該肝硬変に起因して、肝硬変(重度のものに限る。)になり患した者(第一号、第二号及び前号に掲げる者を除く。) 三百万円
第六号第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 次イからハまでに掲げる者 九百万円
イ B型肝炎ウイルスに起因して、死亡した者のうち、当該死亡した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者

ロ B型肝炎ウイルスに起因して、肝がんになり患した者のうち、当該肝がんを発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者(イ及び前号イに掲げる者を除く。)

八 B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変(重度のものに限る。)になり患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者(イ及びロ並びに前号イ及びロに掲げる者を除く。)

八 B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変(重度のものに限る。)になり患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者(イ及びロ並びに前号イ及びロに掲げる者を除く。)

第八号第一項、第九号及び第十号中「から第三号まで」を「第三号又は第六号」に改める。

第十一号中「から第三号まで」を「第三号又は第六号」に改め、同条第一号中「第六号第一項第四号、第五号又は第七号」を「第六号第一項第二号、第四号、第五号、第七号、第八号又は第十号」に改める。

第十二号第一項中「第六号第一項第七号」を「第六号第一項第十号」に改める。

附則第四号第一項中「平成二十七年」を「平成三十二年」に改め、同条第二項中「平成二十八年」を「平成三十三年」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、平成二十八年における長期借入金については、平成三十二年までの間に償還するものとする。

附則第五号(見出しを含む。)中「平成二十八年」を「平成三十三年」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五号第一号並びに附則第四号第一項及び第二項並びに第五号(見出しを含む。)の改正規定並びに附則第三号の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(以下「法」という。)第二号第三項に規定する確定判決等(以下「確定判決等」という。)において、同条第二項に規定

するものとする。

する特定B型肝炎ウイルス感染者(以下「特定B型肝炎ウイルス感染者」という。)に相当する者であること及びこの法律による改正後の法(以下「新法」という。)第六条第一項第二号、第四号又は第五号に該当する者に相当する者であることを証された者又はその相続人に対して、施行日前に、国による損害の填補として、当該各号に定める額に相当する額の金銭の支払がなかったときは、これらの者を、確定判決等において、特定B型肝炎ウイルス感染者であること及び当該各号に該当する者であることを証された者又はその相続人とみなして、新法の規定を適用する。

2 施行日前の確定判決等において、特定B型肝炎ウイルス感染者に相当する者であること及び新法第六条第一項第二号、第四号又は第五号に該当する者に相当する者であることを証された者又はその相続人に対して、施行日前に、国による損害の填補として、当該各号に定める額に相当する額の金銭の支払があつたときは、これらの者を、確定判決等において、特定B型肝炎ウイルス感染者であること及び当該各号に該当する者であることを証された者又はその相続人とみなし、かつ、これらの者は、当該各号に定める額の法第三条第一項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けたものとみなして、新法の規定(第三条から第七条までの規定を除く。)を適用する。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況等を勘案し、当該給付金の請求期限を延長するとともに、B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した特定B型肝炎ウイルス感染者のうち、当該肝硬変若しくは肝がんを発症した時又は当該死亡

した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者の当該給付金の額を定める等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金(以下「給付金」という。)等の支給の請求の状況等を勘案し、給付金の請求期限を延長するとともに、B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した特定B型肝炎ウイルス感染者のうち、発症又は死亡した時から二十年を経過した者に対する給付金の額を定める等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 給付金の請求期限を五年間延長し、次に掲げる日のいずれか遅い日までとすること。

(一) 平成三十四年一月十二日

(二) 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てを平成三十四年一月十二日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日又は和解若しくは調停が成立した日から起算して一月を経過する日

2 次に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じた給付金の額を新設すること。

(一) B型肝炎ウイルスに起因して、重度の肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した者のうち、発症又は死亡した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者 九百万円

(二) B型肝炎ウイルスに起因して、軽度の肝硬変に患した者のうち、発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であつて、現に当該肝硬変に患しているもの又は現に当該肝硬変に患し

ていないが、治療を受けたことのあるもの 六百万円

(三) B型肝炎ウイルスに起因して、軽度の肝硬変に患した者のうち、発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であつて、(二)に掲げる者以外のもの 三百万円

3 社会保険診療報酬支払基金の長期借入金について、借入れ可能期間を五年間延長すること。

4 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

給付金等の支給の請求の状況等を勘案し、給付金の請求期限を延長するとともに、B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した特定B型肝炎ウイルス感染者のうち、発症又は死亡した時から二十年を経過した者に対する給付金の額を定める等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三 本案施行に伴う予算措置

平成二十八年度一般会計予算において、社会保険診療報酬支払基金が同年度において負担する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関する長期借入金に係る債務につき、政府が同年度において保証することができ金額の限度は、元本金額三千五百五十四億円及びその利息に相当する金額とされている。

右報告する。

平成二十八年四月二十二日

厚生労働委員長 渡辺 博道
衆議院議長 大島 理森殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本体	本号一部
二〇円	二二八円